

令和4年5月30日

令和4年第2回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（専第 1 号 恵那市税条例等の一部改正について）	5
承第 2 号	専決処分の承認について（専第 2 号 恵那市都市計画税条例の一部改正について）	9
承第 3 号	専決処分の承認について（専第 3 号 恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について）	11
議第 2 9 号	恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について	13
議第 3 0 号	恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について	17
議第 3 1 号	恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	19
議第 3 2 号	恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	21
議第 3 3 号	恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	23
議第 3 4 号	令和 4 年度恵那市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 3 5 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	25
議第 3 6 号	恵那市税条例等の一部改正について	27
議第 3 7 号	恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	33
議第 3 8 号	恵那市介護保険条例の一部改正について	35
議第 3 9 号	恵那市営住宅条例の一部改正について	37
議第 4 0 号	恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	39
議第 4 1 号	財産の取得について	41
議第 4 2 号	市道路線の認定について	43
議第 4 3 号	令和 4 年度恵那市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

承第 1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 1号

恵那市税条例等の一部改正について

恵那市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分
をする。

令和4年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市税条例等の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定

熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」を加える。

(恵那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 恵那市税条例の一部を改正する条例（令和 2 年恵那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、恵那市税条例第 48 条第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の恵那市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第 2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 2号

恵那市都市計画税条例の一部改正について

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵那市都市計画税条例（平成 16 年恵那市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 6 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 13 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 26 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項、第 39 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 25 項、第 32 項から第 34 項まで、第 36 項若しくは第 40 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵那市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第 3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

専第 3号

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均
一課税に関する条例の一部改正について

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日専決

恵那市長 小坂 喬峰

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

恵那市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成 28 年恵那市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「2 年を」を「3 年を」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第29号

恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、恵那市職員の期末手当の支給に関し所要の改正を行うため、この条例を定める。

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 110」を「100 分の 100」に、「100 分の 62.5」を「100 分の 57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の恵那市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 24 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 4 項及び第 5 項若しくは第 30 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項、恵那市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 28 号）第 7 条第 1 項及び恵那市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 30 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者という。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5 分の 15

イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及

- び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。次号において「特定管理職員」という。） 107.5 分の 15
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア 特定管理職員以外の職員 72.5 分の 10
- イ 特定管理職員 62.5 分の 10

議第30号

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、恵那市常勤の特別職職員の期末手当の支給に関し所要の改正を行うため、この条例を定める。

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にとっては、当該退職をした日）における職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）に応じ、220 分の 15 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第 3 1 号

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、恵那市議会議員の期末手当の支給に関し所要の改正を行
うため、この条例を定める。

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 16 年恵
那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の恵那市議
会議員の議員、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「給与条例」という。）
第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の
額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給され
た期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当
該退職をした日）における議長、副議長及び議員（給与条例の適用を受ける者
をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、220 分の 15 を乗じて得た
額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合にお
いて、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第 3 2 号

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、恵那市一般職の任期付職員の期末手当の支給に関し所要の改正を行うため、この条例を定める。

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年恵那市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「給与条例」という。）第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における特定任期付職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）に応じ、167.5 分の 10 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議第 3 3 号

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、恵那市会計年度任用職員の期末手当の支給に関し所要の改正を行うため、この条例を定める。

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年恵那市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「給与条例第24条第3項に規定する再任用職員の例により」を「規則で定める期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額を」に改める。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

議第 3 5 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 3 0 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する国民健康保険料の減免対象となる期間を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条第 1 項中「令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分の保険料（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）」に、「令和 3 年 3 月」を「令和 4 年 3 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議第 36 号

恵那市税条例等の一部改正について

恵那市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 30 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例等の一部を改正する条例

(恵那市税条例の一部改正)

第1条 恵那市税条例（平成16年恵那市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 25 条を削る。

(恵那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 恵那市税条例等の一部を改正する条例(令和 3 年恵那市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち恵那市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族()の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中恵那市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項、第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中恵那市税条例第 18 条の 4、第 73 条の 2 及び第 73 条の 3 の改正規定並びに次条並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の恵那市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の恵那市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1項に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の恵那市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の恵那市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の恵那市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の恵那市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書

の規定による措置を講じたものを含む。) の交付について適用する。

議第 37 号

恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 30 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

恵那市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年恵那市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 38 号

恵那市介護保険条例の一部改正について

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 30 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する介護保険料の減免対象となる期間を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市介護保険条例の一部を改正する条例

恵那市介護保険条例（平成 16 年恵那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項中「令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分の保険料（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）」に、「令和 3 年 3 月」を「令和 4 年 3 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

議第 39 号

恵那市営住宅条例の一部改正について

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 30 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

矢伏住宅の廃止に伴い、施設の名称を削除するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例

恵那市営住宅条例（平成 16 年恵那市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

別表矢伏住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第40号

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を削除するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

恵那市消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年恵那市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議第41号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 明智消防署水槽付消防ポンプ自動車購入事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 54,670,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市金園町三丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第42号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

令和4年5月30日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
02377	長島町377号線	恵那市長島町永田字棒作	
		恵那市長島町永田字棒作	

市道路線の認定

路線番号02377 長島町377号線



